

文化活動支援助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「財団」という。）が、沖縄県の文化の振興を図るため、文化団体が実施する文化活動に対する助成に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「文化活動」とは、沖縄県内の文化団体等が実施するもので、次に掲げる分野における活動をいう。ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有するものや、営利を主目的とするものは除く。

- (1) 美術（絵画、彫刻、美術工芸、書、写真、デザイン、その他）
- (2) 音楽（琉球古典音楽、琉球民謡、邦楽、洋楽、その他）
- (3) 演劇（伝統演劇、現代演劇、音楽劇、舞踊劇、その他）
- (4) 文学（小説、戯曲、詩歌等）
- (5) 舞踊（琉球舞踊、邦舞、洋舞、その他）
- (6) 映画
- (7) 生活文化（沖縄の衣食住に関するもの、囲碁、将棋、茶道、華道、その他）
- (8) 民俗芸能（エイサー、獅子舞、棒術、その他）
- (9) その他（県民文化の振興、創造に寄与するもの）

(助成事業の種類)

第3条 文化活動支援助成事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自主企画・成果発表事業
- (2) 芸術文化派遣招へい事業
- (3) 芸術文化普及事業
- (4) その他特に必要と認める事業

(助成対象団体)

第4条 この助成金の交付の対象となる団体は、沖縄県内に活動の本拠を有する文化団体もしくは文化活動を目的とする実行委員会で、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 団体にあつては規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 一定の活動実績があること。ただし、発足後間もない団体については、今後の活動計画が定まっていること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、次の団体は対象としない。
 - ア 地方公共団体
 - イ 地方公共団体を構成員とする実行委員会
 - ウ 文化施設の運営を目的とする団体
 - エ 営利団体
 - オ 学校の文化サークル
 - カ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体
 - キ 構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としている団体

(助成事業の対象事業及び対象経費等)

第5条 この助成金の対象事業、対象経費及び助成金額等は、別記のとおりとする。

(助成回数の制限)

第6条 助成金の交付を受けた団体は、その翌年度は助成金の申請が出来ないものとする。また、同一年度内における助成金交付申請は、1団体1事業までとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、所定の期日までに、公益財団法人沖縄県文化振興会理事長（以下「理事長」と

いう。)に提出するものとする。

(文化活動支援助成事業審査委員会の設置)

第8条 助成事業の適正な運営を図るため、文化活動支援助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

(助成金の交付の決定及び通知)

第9条 第7条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、審査委員会の審査に基づいて理事長が交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付条件)

第10条 理事長は助成金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画の中止または取り消し)

第11条 第9条の規定により通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）を中止する場合は、すみやかに助成事業計画中止申請書（様式第3号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 第14条に定める期限までに、助成事業実績報告書の提出又は助成事業計画中止申請書の提出がなく、催告してもなお提出がないときは、理事長は当該事業の交付決定を取り消すことができる。

(事業計画の変更)

第12条 助成事業の計画に変更が生じたときは、助成事業者は速やかに助成事業変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の変更承認をする場合は、助成事業者に対し、助成事業変更承認書（様式第5号）により通知する。

3 理事長は、変更承認をするにあたり、助成金の交付目的を達成するために必要がある時は、条件を附することができる。

(助成事業の調査及び検査)

第13条 理事長は、助成金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、助成事業の遂行状況を調査し、帳簿及び関係書類等を検査することができるものとする。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、事業終了後30日以内、ただし、3月10日以降に完了する事業については4月10日までに、助成事業実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

第15条 理事長は、助成事業実績報告書の提出があったときは、その内容を精査の上、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第7号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 助成事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、助成金交付請求書（様式第8号）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第17条 理事長は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第18条 理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、また既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を、事業の目的以外に使用したと認められるとき
- (2) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき
- (3) 事業の実施について理事長が指示した事項に従わないとき

(帳簿及び証拠書類の保管)

第19条 助成事業者は、助成対象事業に係るべき費用の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、事業完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 6年 6月 3日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17年 1月 31日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18年 1月 6日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20年 12月 22日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21年 12月 8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22年 9月 14日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23年 10月 25日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25年 11月 25日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26年 10月 22日から施行する。